

令和8・9年度

美咲町

水道工事入札参加資格申請

提出要領

## 1 主な申請要件

審査を受けるためには、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 美咲町建設工事等入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者であること。
- (2) 建設業法第3条の規定による管工事業又は水道施設工事業の許可を受けていること。
- (3) 美咲町指定給水装置工事事業者であること。
- (4) 美咲町内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を設置している者
- (5) 配水管技士又は配水管技能者を常勤で雇用していること。
- (6) 給水装置工事主任技術者を常勤で雇用していること。

※ なお、(5)「配水管技士又は配水管技能者」と(6)「給水装置工事主任技術者」は、同一の方が兼ねることができる。

## 2 申請書類

美咲町建設工事等入札参加資格申請時に下記書類を添付して下さい。

- 1) 資格証明書の写し
  - ・給水装置工事主任技術者（水道法）
  - ・配水管技士（社団法人 日本水道協会）
  - ・配水管技能者（社団法人 日本水道協会）
  - ・1級・2級土木施工管理技士（建設業法）
  - ・1級・2級管工事施工管理技士（建設業法）
  - ・技術士（技術士法）

※日本水道協会が所管する配水管技能者の資格については、配水管技能者登録（耐震）以上のものとします。

- 2) 美咲町指定給水装置工事事業者証（写し）

### 3) 美咲町下水道排水設備指定工事店証（写し）

※美咲町下水道排水設備指定工事店証につきましては所有されている場合で結構です。所有の有無で参加資格について影響はありませんが、総合評価方式等で入札を行う場合、参考資料とさせて頂くことがあります。

※美咲町は平成25年度より（社）日本水道協会に加盟いたしました。  
つきましては配水管技士・配水管技能者の資格を28年度より（社）日本水道協会認定の資格のみとさせていただきます。

### 3 申請書の提出先及び受付期間

**【提出場所（持参及び郵送）及び提出先メールアドレス（データ）】**

場所：岡山県久米郡美咲町原田2144-1

岡山県久米郡美咲町役場 理財課

メールアドレス：misaki.koji@town.okayama-misaki.lg.jp

件名「【企業名】令和8・9年度建設工事入札参加資格申請」

**【提出方法】電子メール、持参または郵送**

**【受付期間】令和8年2月2日（月）～令和8年3月19日（木）必着**

※ 上記の提出期間において、閉庁時間は持参の受付はできません。

### 4 資格有効期間

**【有効期間】令和8年6月1日～令和10年5月31日**